

# 第125回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

令和8年3月18日(水曜日)

出席議員  (13名)			2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	江見秀樹	副町長	森下守
	教育長	大森一繁	総務課長	笹谷一博
	情報政策課長	時政典孝	企画防災課長	大下順世
	税務課長	大上崇	住民課長	福岡真一郎
	健康福祉課長	間嶋節夫	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	平井誠悟	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	大上千佳	南光支所長	豊岡敏弘
	三日月支所長	稲田俊美	会計課長	森田和樹
	教育課長	三浦秀忠	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第1．議案第34号 令和7年度佐用町一般会計補正予算案（第7号）について  
日程第2．議案第35号 令和7年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第4号）について  
日程第3．議案第36号 令和7年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第4号）について  
日程第4．議案第37号 令和7年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第4号）について  
日程第5．議案第38号 令和7年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第3号）について  
日程第6．議案第39号 令和7年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第4号）について  
日程第7．議案第40号 令和7年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第5号）について  
日程第8．議案第41号 令和7年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第4号）について  
日程第9．議案第53号 町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ場）  
日程第10．議案第54号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 

午前09時30分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

皆様、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本日も、慎重かつ活発な審議を尽くしていただくようお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1から日程第8までの提案に対する当局の説明は、3月3日に終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

---

日程第1．議案第34号 令和7年度佐用町一般会計補正予算案（第7号）について

議長（千種和英君） まず、日程第1、議案第34号、令和7年度佐用町一般会計補正予算案（第7号）について議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 11ページ、45の10の10の10（正しくは50款15項5目10節）、総務費国庫補助金の中の新しい地方経済・生活環境創生交付金、当初予算では7,724万1,000円上がっていると思うんですけども、2,489万9,000円のマイナス補正となっております。この2,489万9,000円、このマイナス要因としては、どんなものがあるのかお願いします。

〔「どこ」と呼ぶ者あり〕

7 番（児玉雅善君） 11 ページ、45 の 15 の 5 の 10…

議長（千種和英君） 50。

7 番（児玉雅善君） 総務費国庫補助金の中の新しい地方経済・生活環境創生交付金。

議長（千種和英君） 当局側、どこか、OKですね。答弁。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） はい、お答えさせていただきます。

款項目が 50 の 15 の 5 ですね、こちらは、私たち情報政策課が管轄しておりますもので、歳入なんですけれども、ちょっと、難しい名前がついておりますけれども、これ何に充てられるものかと言いますと、今年度事業を実施しております GIS 地理的位置情報の交付金と、それから、キャッシュレスの事業に充てているものでして、どちらも、特に GIS のほうは、当初 1 億 5,000 万円弱で予算化しておりましたけれども、その後、佐用町に必要なものを精査しまして、あとは、それから競争見積りの結果による減額となっております。

キャッシュレスのほうも内容を十分検討して、必要な部署だけに置くというようなことで減額になっておりまして、合わせて、この額になっております。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 4 ページ、第 2 表、繰越明許費補正ということで、総務費、それから、土木費、消防費、それぞれ事業名と金額が示されていますが、この繰越明許にした内容と理由、その要因について説明をお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） お答えいたします。

まず、一番上、物価高対応子育て応援手当事業につきましては、101 万円ということでございますが、これは、2 万円の給付分、子供に対する 2 万円の給付分の予備的な繰越しということで、ほとんど、今、終わっているとは思いますが、後で、私もということで、申請があった場合に、繰り越していないとできないのでということで、繰越しさせていただきます。

あと次の、基幹システム標準化対応事業につきましては2億1,400万円でございますが、これにつきましては、国がやっている標準化ですね、この事業で、今年度で終わる予定ではございましたが、急遽、1月に衆議院が解散いたしまして、それで、衆議院選挙のシステムですけれども、システムも、この基幹システムの中に入れておまして、当初、選挙がなければ作業ができたんですけれども、その間、今現在のシステムを選挙で使わないといけなかったのが、その間の作業というのができませんでしたので、若干、完了が遅れるということで、繰越しをさせていただいております。

それから、次に、社会保障・税番号システム整備事業920万2,000円ですが、これにつきましては、住民基本台帳の人数により定額の補助ということなんですけれども、改修の内容の通知というのが、どこも遅れまして、他市町も繰越しをされるということでございます。

それから、次に、道路メンテナンス事業5,290万円、これにつきましては、橋梁工事の関係なんですけれども、進入路の調整や具材調達に日数を要するということで、完成が遅れるということでございます。

次に、佐用町営住宅エレベーター修繕事業につきましては、これは303万3,000円、これにつきましても具材の調達に日数を要するということで、繰越しをさせていただいております。

それから西はりま消防組合の車両購入事業599万円、これにつきましても、車両、消防車両ですので特殊な改造等も必要ですので、車両の納入が遅れているということでございます。

あと最後、給食管理システム改修事業、これにつきましても標準化、先ほど、申し上げました基幹システムと同様に、標準化の影響でということで、一体的に遅らせて、完了が遅れるということで、繰越しをさせていただくものでございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 2つ目の総務費、総務管理費の基幹システム標準化対応事業について、選挙があったので、その作業が遅れたということではあるんですけれど、この標準化の内容というのは、選挙のシステムというふうにも聞こえたんですけれど、その内容はどのようなのかというのが1つと。

それから、土木費、道路メンテナンス事業で、橋梁の改修に伴って、完成が遅れているという5,290万円については、どこ、どこ言うたらあれですけど、具体的には、どの部分なんでしょうか。その2つ、もう一度お願いします。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） まず、2つ目の基幹システムの標準化の対応事業のことについて、ご説明させていただきます。

先ほど、笹谷課長が申しましたように、選挙の関係で遅れたということなんですけれど

も、システム全体は住基に関わる、例えば、住民課、税務課、全ての課のシステム全体に渡っておりまして、それに関わって、選挙のシステムも、その中に入っています。これを一気にやらないと、分けてやるとなると、その間、システムを止めて、住民にも影響が出るということで、1回で済ませたいという思いがありまして、実は、月末に、3月の28日から始まる週末に行くことになっていまして、今、準備を進めております。その関係で、支出のほうは、来年度になってしまったということで、繰越明許ということになっております。以上です。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） 平井建設課長。

建設課長（平井誠悟君） お答えします。

道路メンテナンス事業の5,290万円の分ですが、2橋ありまして、1つが東徳久にあります天一神橋と、もう1つのほうが、上三河にあります井の原橋になります。

主に、どちらも橋梁の橋の両端には、伸縮継手という、ちょっと金物の製品があるんですけど、こちらのほうが発注してからつくってもらいになりますので、そちらのほうの、ちょっと製品が間に合わないということで、完成のほうが遅れるということです。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第34号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第2．議案第35号 令和7年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第4号）について

議長（千種和英君） 続いて日程第2、議案第35号、令和7年度佐用町国民健康保険特別正予算案（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 35 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 35 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 3．議案第 36 号 令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 3、議案第 36 号、令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 36 号を採決します。この採決は挙手によって行います。  
議案第 36 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 4．議案第 37 号 令和 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 4、議案第 37 号、令和 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 37 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 37 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 5．議案第 38 号 令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）  
について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 5、議案第 38 号、令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 38 号を採決します。この採決は挙手によって行います。  
議案第 38 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 6．議案第 39 号 令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 6、議案第 39 号、令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会

計補正予算案（第4号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第39号を採決します。この採決は挙手によって行います。  
議案第39号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第40号 令和7年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第5号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第7、議案第40号、令和7年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第5号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第40号を採決します。この採決は挙手によって行います。  
議案第40号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第41号 令和7年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第4号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第8、議案第41号、令和7年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第41号を採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第41号を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（千種和英君） 続いて、日程第9に入ります。

日程第9及び日程第10は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

---

日程第9．議案第53号 町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ場）

議長（千種和英君） それでは、日程第9、議案第53号、町有財産の無償貸付けについて、おねみ滝谷オートキャンプ場を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第53号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

この、おねみ滝谷オートキャンプ場についてですが、前利活用事業者との無償貸付けの契約が、令和7年3月31日付で満了となりまして、また、今後、地元自身での利活用の予定もないことから、この「おねみ滝谷オートキャンプ場利活用事業者」の募集を令和7年12月15日から令和8年1月16日まで行ったところ2社から応募がございまして、その

後、今年に入りまして、1月27日に、審査を行った結果、akinau（あきなう）株式会社を優先交渉権者として選定したところです。

この審査の当日の企画提案説明及びヒアリングにおきましては、地元奥海自治会の代表の方にもご参加をいただき、質問やご発言をいただくと共に、その後、優先交渉権者に、令和8年2月13日午前10時から、奥海自治会の役員の皆様に事業説明を行ったところ、利活用事業者として選定するという事に対しまして、ご理解をいただいたところでございます。

akinau（あきなう）株式会社代表の谷口慎哉（たにぐち しんや）さんは、佐用町出身で、現在、大阪で主に店舗のデザイン、企画、設計、施工、運営等を一体的に行っておられまして、おねみ滝谷キャンプ場においても、自然を活かした施設として、再生・運営する提案をいただいているところでございます。

貸付け予定の物件は、土地 3,871.3 平方メートルに加えまして、木造平屋建て床面積 191.36 平方メートルの管理棟、それから、木造平屋建て床面積 5.52 平方メートルの露天風呂、その他平屋建て床面積 10.82 平方メートルのゴミステーション、木造平屋建て床面積 38.88 平方メートルの炊事棟でございます。

これらおねみ滝谷キャンプ場に係る土地及び建物を 10 年間の貸付けを前提として、ひとまず5年間無償で貸付けするものでございまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 53 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第 53 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10. 議案第 54 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 10、議案第 54 号、佐用町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 54 号、佐用町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本議案は、国が進める医療保険制度のオンライン資格確認の導入に伴い、円滑なデータ連携を行うための改正でございます。

政府は、このマイナ保険証を福祉医療費受給者証、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子家庭等、高齢重度障害者等の福祉医療費受給者証として利用できるオンライン資格確認制度の導入を進めておりまして、本町におきましても、導入に向けた準備を行っているところでございます。

マイナンバーに必要な情報を連携させるためには、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項によりまして、条例で個人番号を利用できる事務を定めておく必要がございますので、今回、条例の別表第 2 に規定する特定個人情報に、福祉医療費受給者証の資格確認に必要となります、後期高齢者医療の資格、給付及び保険料の徴収に関する情報を追加するものでございます。

ご承認、賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6 番（金澤孝良君） ちょっと、僕もよく分からないんですけども、マイナンバーに、今、ひもづけいう言い方悪いんですけども、この該当する方々を番号に入力をしていくというような理解をしているんですけども、そういう理解でいいんでしょうか。ちょっと、よく分からないので、もう少し分かりやすく説明していただけないでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

住民課長（福岡真一郎君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） お答えいたします。

議員のご質疑になるんですけども、まず、資格受給者証というのが、先ほど、町長の説明にもありましたように、各個別にあります、それを、今、医療機関に受診する時に

は、保険証、マイナ保険証とか、保険証以外に、その受給者証という紙の物を一緒に持って行く必要がございます。その患者さんは、その2枚を持って病院に行くことになるんですけども、今、説明したように、オンライン資格になりますと、マイナ保険証、保険証のほうに、その受給者証の情報も全て入っておりますので、保険証を持って行けば1枚で済むという状況になると、患者さんにしてみれば、受給者証の紛失とかのおそれもありますし、持ってくるのを忘れたとかいうこともなくなるということと、医療機関にしてみれば、資格情報とか事務処理する時に手入力する作業が効率化されるというような面でメリットがあるというものでございます。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） 大体、分かりました。

僕も病院で健康保険証の代わりにマイナンバー使いよんですけども、結構、まだ、マイナンバーじゃなしに、何かいな、健康保険何とか証いうのを使われている方がいるんですけども、そういった方にはメリットがないわけなんですけど、そういう方は、どういう対応されようとしているんでしょうか。はい。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） お答えいたします。

受給者証のほうなんですけども、今回この、ひもづけされることになりましたも、今までどおり紙の受給者証は発行させていただきますので、そういうマイナ保険証とかお持ちでない方は、今までどおりのやり方で医療機関受診していただけることとなります。以上でございます。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） そうなんやけども、持ってない方は、いつまでも、持っていないということになるわけなんでしょうけれども、そういった方々にマイナンバーカードを勧めるとということも進んでやらなければ、こういった制度がうまくいかないというような認識をするわけなんですけれども、そこらあたりは、しっかりとやっていただいた上でやっていくということで解釈させてもろてもいいんでしょうかね。再度、そのことだけ、ちょっと確認いたします。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） お答えいたします。

窓口に来られたお客様とかに、まだ、お持ちでない方、こういう、もちろん、強制ではありませんが、こういう機能があります。こういう便利なことになっていますというのはお知らせして、なるべくマイナカードへ保険証のひもづけをお勧めするといったことは、常にしております。以上でございます。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 54 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第 54 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日 3 月 19 日から 23 日まで、本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

次の本会議は、3 月 24 日、火曜日、午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前 10 時 00 分 散会

---